

◆ 建築物等の景観づくりの基準と景観法・我孫子市景観条例で定める手続き ◆

建築物と工作物（屋外広告物を除く）の色彩基準（色相、明度、彩度は「マンセル値」表記）

1. 建築物（外壁、屋根）（木材や石材などの自然素材を使用する場合は、この限りではありません。）

手賀沼ふれあいライン特定地区	外壁の基調をなす部分 (見付面積の10分の9以上)		屋根		
	色相	明度	彩度	明度	彩度
5R(赤)~YR(橙)~5Y(黄)	5以上(※1)	4以下	6以下	4以下	
その他の色相	使用できません		4以下		
N(無彩色)	3以上		8以下		

(※1)ただし、4階以上の部分については7以上としてください。

国道6号・商業地区	外壁の基調をなす部分 (見付面積の5分の4以上)		屋根	
	色相	明度	彩度	明度
R(赤)、YR(橙)、Y(黄)	全範囲	6以下	6以下	6以下
GY(黄緑)、G(緑)		4以下		4以下
BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)		2以下		
N(無彩色)			8以下	

一般地区	外壁の基調をなす部分 (見付面積の15分の14以上)		屋根	
	色相	明度	彩度	明度
R(赤)、YR(橙)、Y(黄)	全範囲	4以下	6以下	6以下
GY(黄緑)、G(緑)		2以下		4以下
BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)				
N(無彩色)			8以下	

外壁の小面積を占める部分の色彩 (アクセントカラー)			使用できる面積		
色相	明度	彩度	手賀沼ふれあい ライン特定地区	国道6号 ・商業地区	一般地区
R(赤)、YR(橙)、Y(黄)	全範囲	10以下	見付面積の 10分の1 以下	見付面積の 5分の1 以下	見付面積の 15分の1 以下
GY(黄緑)、G(緑)		8以下			
BG(青緑)、B(青)、 PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)		6以下			
N(無彩色)					
蛍光色を除くすべての色彩			見付面積の 100分の3以下	見付面積の 20分の1以下	見付面積の 45分の1以下

2. 工作物（※屋外広告物については別に基準が設けられています）

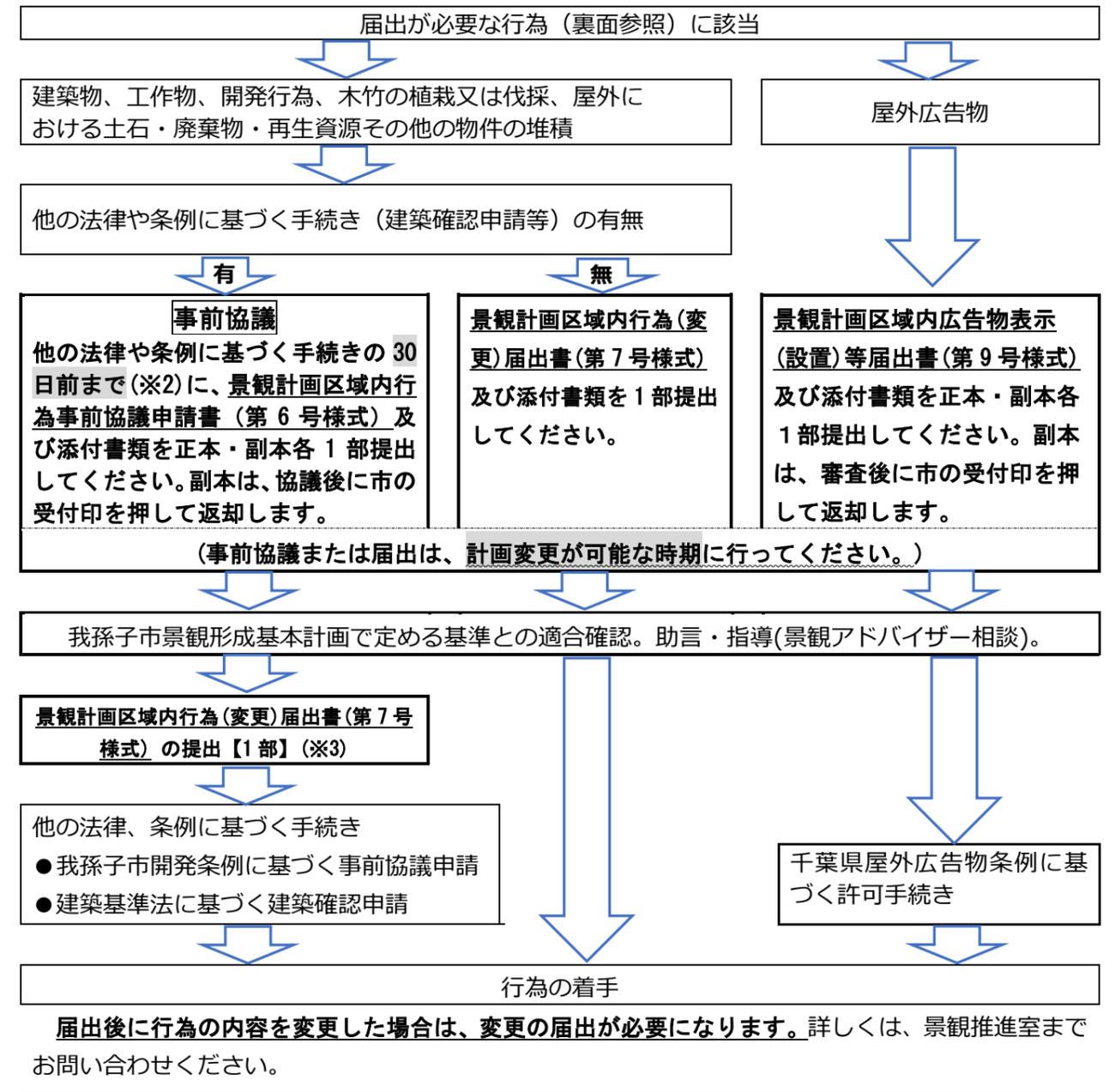
- 建築物と同じ敷地に設置される工作物…素材色又は建築物の外壁の色彩基準に適合する色彩
- 単独の工作物…素材色又は明度6以下、彩度6以下の色彩

【お問い合わせ先】我孫子市役所 都市部 都市計画課 景観推進室

〒270-1192 千葉県 我孫子市 我孫子 1858 番地

電話：04-7185-1529（直通） メール：keikan@city.abiko.chiba.jp

景観法・我孫子市景観条例で定める手続きの流れ



(※2) 事前協議が済んだものについては、30日を経なくても他の法律や条例に基づく手続きに着手することを認めます（我孫子市景観条例第15条第3項）。

(※3) 景観法第16条第1項で義務付けられている届出です。事前協議を要しない行為については、行為に着手する30日前までに届出書をご提出ください。

【ご注意ください】

事前協議または届出を行わなかった場合や市の指導に従わない場合は、市の条例に基づき勧告・公表を行う場合があります。

「景観法・我孫子市景観条例に基づく手続きについて」  
トップページ→市政情報→まちづくり→景観

★詳細につきましては、我孫子市のホームページをご覧ください。

★申請書や届出書の様式は、我孫子市のホームページからダウンロードできます。

★申請書や届出書のご提出は、郵送でも受け付けています（副本のご返却も郵送対応可）。



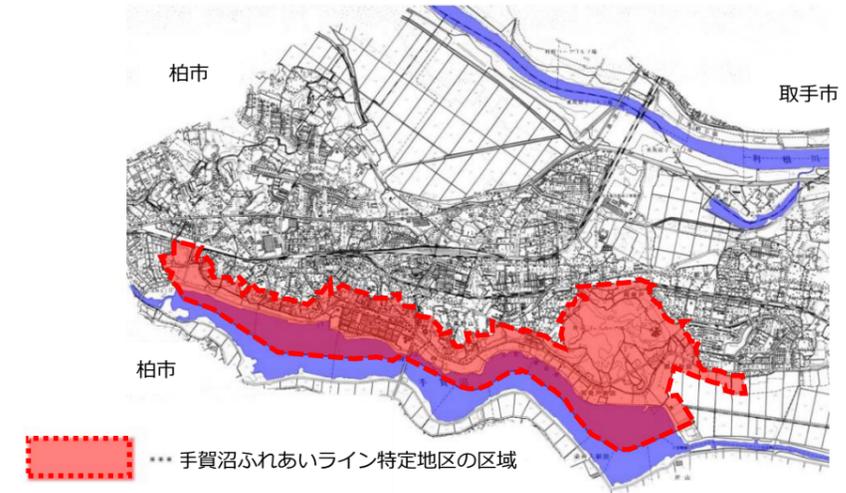
## 景観法・我孫子市景観条例に基づく届出が必要な行為

我孫子市は、**市内全域**を景観法で定める景観計画区域に指定しており、下表に示す行為のいずれかを行う場合は、景観法・我孫子市景観条例に基づく届出が必要です。

景観計画区域は、先導的かつ重点的に景観形成を推進すべき区域に位置付けている「手賀沼ふれあいライン特定地区」のほか、「国道6号・商業地区」と「一般地区」の3つに区分されます。地区によって届出が必要となる行為や建築物等の色彩等の基準が異なりますのでご注意ください。

### <各地区の区域>

- **手賀沼ふれあいライン特定地区** …右の区域図参照。詳しくは我孫子市公開型 GIS「あびまっぷ」上でご確認ください。
- **国道6号・商業地区** … 国道6号の境界線から50m以内の区域、商業地域及び近隣商業地域
- **一般地区** … 手賀沼ふれあいライン特定地区及び国道6号・商業地区以外の区域



区分		手賀沼ふれあいライン特定地区	国道6号・商業地区 / 一般地区
建築物	新築、増築、改築、移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のア、イを除く全てのもの</li> <li>ア. 高さが10m以下の自己居住用の専用住宅 <b>※建売住宅は「自己居住用の専用住宅」に該当しないため、届出が必要です。</b></li> <li>イ. 農林漁業の用に供するもの</li> </ul>	<b>市街化区域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さが10mを超えるもの</li> <li>● 住戸数（寄宿舍等は「室数」）が4以上の共同住宅、長屋、寄宿舍等</li> <li>● 開発行為の完了公告の日から1年以内の土地に建築されるもの</li> <li>● 一団の土地に建築される4棟以上の専用住宅</li> <li>● 300㎡を超える敷地に建築されるもの（※専用住宅と共同住宅等は除く）</li> </ul> <b>市街化調整区域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のア、イを除く全てのもの</li> <li>ア. 高さが10m以下の自己居住用の専用住宅</li> <li>イ. 農林漁業の用に供するもの</li> </ul>
	外観の変更を伴う修繕、模様替又は色彩の変更	● 上記に該当する建築物の外観の変更（※外観の変更範囲が見付面積【注1】の3分の1以内で、かつ、色彩が市の基準に適合するものは除く【注2】）	● 同左
工作物	新築、増築、改築、移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さが2mを超える擁壁</li> <li>● 高さが5mを超える擁壁以外の工作物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さが5mを超える擁壁</li> <li>● 高さが10mを超える擁壁以外の工作物</li> </ul>
	外観の変更を伴う修繕、模様替又は色彩の変更	● 上記に該当する工作物の外観の変更（※外観の変更範囲が見付面積【注1】の3分の1以内で、かつ、色彩が市の基準に適合するものは除く【注2】）	● 同左
開発行為	● 都市計画法第29条第1項に規定する開発許可を要する開発行為（※自己居住用の専用住宅を建築するための開発行為は除く）	● 同左	
木竹の伐採又は植栽	● 地域森林計画対象民有林【注3】を対象とするもので、かつ、当該行為が行われる土地の面積が500㎡を超えるもの	● 同左	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土石等の堆積の高さが1.5mを超えるもの</li> <li>● 堆積の用に供される土地の面積が300㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土石等の堆積の高さが3mを超えるもの</li> <li>● 堆積の用に供される土地の面積が500㎡を超えるもの</li> </ul>	
屋外広告物の表示・設置や表示内容の変更等	● 千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）に基づく許可を必要とするもの	● 千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）に基づく許可を必要とするもので、高さが4m以上のもの又は一表示面積が10㎡を超えるもの	

【注1】 「見付面積」… 建築物や工作物の**一つの面**における垂直投影面積。建築物の場合、屋根の部分は除きます。

【注2】 外観の変更範囲が見付面積の3分の1以内のものについても、使用する色彩は我孫子市景観条例及び我孫子市景観形成基本計画で定める基準に適合するものとしてください。

【注3】 「地域森林計画対象民有林」… 千葉県が策定した森林資源管理や森林整備の目標等を定めた地域森林計画の対象となっている民有林。対象民有林の区域は、千葉県ホームページまたは、我孫子市公開型 GIS「あびまっぷ」上でご確認ください。

▼あびまっぷ

